

---

## 6. 退職金が支給されない場合について

---

- 1 会員が次のいずれかに該当する場合、退職給付金が給付されませんのでご注意ください。
  - (1) 会員期間が1年未満の場合
  - (2) 懲戒免職または禁固以上の刑に処せられたとき
  - (3) 退職給付金の請求または受領に関して虚偽または不正の事実があったとき
  - (4) 掛け金の納付を怠ったとき
- 2 脱会したとき。ただし、事情により脱会一時金が支給されます。

[運営規程第25条]